

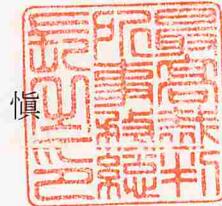
最高裁秘書第5611号

令和元年12月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書不開示通知書

平成31年2月26日付け（同月27日受付、最高裁秘書第1056号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

以下のメーリングリストに平成31年1月中に投稿されたメール
司法研修所企画第二課企画係用

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書は、作成又は取得していない。